

非常時においても円滑な議会運営が行えるよう環境整備を国に求める意見書

コロナウイルス感染症の拡大により、私たちは新しい日常の中で、感染リスクを避けるため、議会運営もオンライン会議など新しい選択肢による審議の必要性が高まっている。

しかし、現状の地方議会は地方自治法第113条や第116条第1項の解釈により、議員の出席は現に議場にいることとされており、オンラインによる本会議の運営は現行法上困難とされている。

今後、大規模災害時など参集が難しい場面も考えられることから、オンライン議会など遠隔審議・表決も行えるよう法改正を含めた環境整備を国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月25日

大和市議会